

令和 8 年度中野区介護サービス事業所等物価高騰対策支援金(令和8年4月～6月分)の交付

質 問	回 答
I 制度について	
事業者支援の目的は何か。	物価高騰の折、利用者が支払う利用料に物価上昇分を転嫁できない「光熱費」「食材費」「燃料費」相当額について介護サービス事業所に交付金を交付することで、介護サービスの提供が安定的かつ継続的に行われることを目的として行うものです。 なお燃料費についての支援は都も一部行う予定であり、都事業に重複しない部分について区が支援を行います。
昨年度の交付金のスキームとの変更点は何か。	交付額の根拠となる補助対象期間や単価が変わることのほか、基本的には昨年度と変わりません。
補助対象期間中に指定を受けた事業所だが、交付金は満額もらえるのか。	交付の単価は3か月分で算出しているため、補助対象期間中に指定を受けた事業所は、当該指定日を含む月から令和8年6月までの月数で按分した額を交付します(例:令和8年5月指定の場合は満額の2/3)。
定員が年度途中・月途中で変わった場合はどうか。	年度途中で定員が増減した場合であっても、申請時の定員に基づく交付額を交付します。
都の事業では、特養等の入所者のうち特定入所者介護サービス費(補足給付)の所得段階区分が第 1 段階から第 3 段階までが交付対象と聞いているが、区の交付金は同じか。	区の交付金は、入所者の所得段階に関わらず、定員を基準として交付します。
交付金の使い道については限定されるのか。	物価高騰により不足する経費に充当するための交付金ですので、用途は限定しませんが、別途補助金等が充てられている経費に充当することは認めません。
交付金をもらったうえで、利用者の利用料を上げることは可能か。	本交付金の趣旨をご理解いただき、今年度については物価高騰を理由とした値上げは可能な限り行わないようにお願いします。
交付金の使い道について、会計書類等の記録を残しておく必要はあるか。	本事業にかかる収入および支出との関係を明らかにした調書を作成し、5年間保管しておいてください。必要に応じて、区から提出を求めることがあります。
有料老人ホームは対象施設になるか。	対象外になります。
燃料費について、原付バイクは対象になるか。	対象外になります。

質 問	回 答
Ⅱ 手続きについて	
交付申請から入金までの流れを教えてください。	① 申請 7月1日(水)から7月31日(金)までにLOGOフォーム「中野区物価高騰対策支援金」により交付金の申請をしてください。 なお、利用者定員や利用車両台数を入力する際には、定員や台数がわかるもの(運営規定や車検証等の写し(PDF・JPG等))を添付する必要があります。 ② 交付決定 区で内容審査後、「中野区介護サービス事業所等高騰対策支援金交付決定通知書」を、あるいは「中野区介護サービス事業所等高騰対策支援金不交付決定通知書」を送付します。 ③ 請求 交付決定通知書が届いたら、請求締切日までに、LOGOフォーム「中野区物価高騰支援金【請求フォーム】」により交付金の請求をしてください。なお、口座情報を入力する際には、通帳の写しなど支店、預金種別、口座番号、口座名義がわかるものの写しを添付する必要があります。 また、必要に応じて「委任状」を別途、区に送付してください。 ④ 入金 区で内容審査後、おおむね2か月程度で指定の口座に振り込みます。その後の実績報告書や精算書の提出は不要です。
交付金の申請や請求のための様式はどこにあるのか。	LOGOフォームより申請・請求してください。
LOGO フォームに入力し、送信完了したのち誤りに気が付いたがどうしたらよいか。	介護保険課管理係(03-3228-5629)にご連絡ください。
LOGO フォームによる申請・請求ができない場合はどうしたらよいか。	紙文書により申請・請求してください。 申請については「中野区介護サービス事業所等物価高騰対策支援金交付申請書」(様式 1)、請求については「中野区介護サービス事業所等物価高騰対策支援金請求書」(様式 4)を区ホームページまたはケア倶楽部からダウンロードしてください。
申請は法人単位でよいか。	事業所及びサービス種別ごとに申請してください。
振込口座の名義が、申請者(法人又は事業所)名義と異なる場合は、書類の提出が必要か。	委任状の提出が必要です。委任状が必要な事業所には、ご請求いただいた後、区から連絡します。
当事業所は、複数の介護サービスを提供しているが、まとめて申請・請求できるか。	申請・請求は、事業所及び介護サービス種別単位でお願いします。
申請書類には押印が必要か。	委任状のみ押印が必要です。